

国民健康保険に関するお知らせ

問 国民健康保険課 (TEL 048-796-8658)

国民健康保険税の賦課限度額と軽減基準が変わります

賦課限度額の変更

令和6年度から国民健康保険税(以下、国保税)の賦課限度額*が、右表のとおり変わります。なお、国保税額が改正前の限度額に達していない世帯は、今回の変更による影響はありません。

*国保税を構成する医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分ごとに、その額を超えて課税されない上限額のこと

	改正前	改正後	比較
医療保険分	65万円		変更なし
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	+2万円
介護保険分	17万円		変更なし
合計	102万円	104万円	+2万円

*令和5年度に改正された地方税法施行令の限度額に改正しました

所得が少ない世帯に対する軽減が拡充します

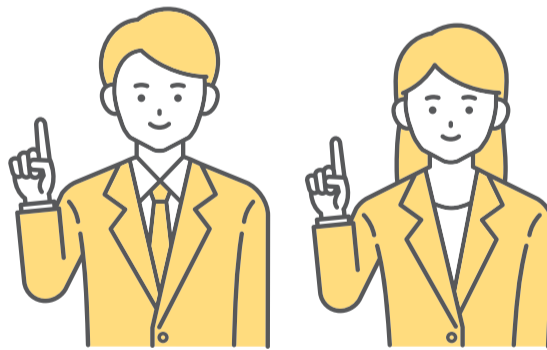
前年の所得が基準額以下の世帯は、国保税の均等割が軽減されます。令和6年度から、5割軽減および2割軽減の基準が下表のとおり変わります。

軽減割合	軽減の基準(世帯の総所得金額等の合計額)	
	改正前	改正後
7割	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	
5割	43万円+29万円×加入者数+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	43万円+29.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下
2割	43万円+53.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	43万円+54.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下

*給与所得者等…給与収入が55万円を超える人、もしくは公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、または公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える65歳以上の人

軽減を受けるためには申告が必要です

世帯の中に、所得が未申告の16歳以上の加入者がいると軽減判定ができません。収入のない人や家族の扶養になっている人などを含め、申告が必要と思われる人に国民健康保険税申告書を5月下旬に郵送します。申告書が届いた場合は返信してください。



国保マスコット 健康まもるくん

被保険者証の更新

7月末日までに市の国民健康保険に加入している世帯へ、新しい被保険者証を特定記録郵便(転送不要)で郵送します。現在の被保険者証は、7/31(水)で使えなくなります。

被保険者証の受け取りを簡易書留郵便に変更できます

希望する人は5/7(火)~31(金)に、切手(簡易書留差額料金分190円)を添えて、市役所2階国民健康保険課、庄和総合支所2階福祉・健康保険担当、武里出張所のいずれかへ申し込んでください。

被保険者証を確実に受け取るために

被保険者証は住民登録をしている住所へ送ります。住民登録をしている住所地以外に住んでいると、配達されない場合があります。

*集合住宅などに住んでいる人は、棟・室番号まで住民登録をしてください
*表札がないと、配達されない場合があります

国民健康保険の届け出はお早めに

国民健康保険は自動的に加入や脱退となりません。職場の健康保険への加入など変更がある場合は、必ず手続きをしてください。

6月から特定健康診査などが始まります

問 特定健康診査・健康診査…国民健康保険課 (TEL 048-796-8645)、生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者の健康診査・がん健診…春日部市保健センター (TEL 048-736-6778)

春日部市の令和4年度特定健康診査受診率は46.6パーセントで、県内40市中、第1位でした。

けんこう大使からのお願い
生活習慣を見直すことで
病気の予防につながります。
年に一度の健(検)診受診を!



特定健康診査など

とき▶6/1(土)~10/31(木)
ところ▶実施医療機関(5月末までに対象者あてに送付する受診券に同封の「実施医療機関名簿」参照)
対象・費用

対象	費用
国民健康保険加入者(令和7年3/31(月)までに40歳~74歳になる人)	1,100円
後期高齢者医療制度加入者 生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者(40歳~)	無料

がん検診の同時実施で、人間ドックに近い健(検)診が受けられます

春日部市に住民登録のある人は、下記検診が同時に受診できます(別途、自己負担金あり)。

肺がん・大腸がん検診

希望者は、同封されている問診票に記入し、受診の際にお持ちください。

肝炎ウイルス検診

受診要件があります。詳しくは同封の案内をご覧ください。問診票は病院にあります。

